

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の適用を受ける災害復旧事業のうち、<b>農地災害復旧事業費及び農業用施設災害復旧事業</b>（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合を含む。）                  (2) 土地改良区及び土地改良区連合                  (3) 農業協同組合及びその連合会                  (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p> <p>(補助対象経費及び補助率)</p> <p>第3条 <b>補助の対象となる経費は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定措置法施行令」という。）第2条で定めるとおりとする。</b></p> <p><b>2 補助率は別表第1に定めるとおりとする。</b></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の適用を受ける災害復旧事業のうち、農地及び農業用施設の災害復旧事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合を含む。）                  (2) 土地改良区及び土地改良区連合                  (3) 農業協同組合及びその連合会                  (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p> <p>(暫定措置法による補助率)</p> <p>第3条 暫定措置法に係る次の各号に掲げる補助事業に対する補助率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地に係るもの 暫定措置法第3条第2項第1号に規定する率                  (2) 農業用施設に係るもの 暫定措置法第3条第2項第2号に規定する率</p> <p>2 暫定措置法第3条第3項の規定により、高率補助の対象となる部分に対する補助率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助事業についてそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地に係るもの 暫定措置法第3条第3項第1号に規定する率                  (2) 農業用施設に係るもの 暫定措置法第3条第3項第2号に規定する率</p> <p>3 暫定措置法第3条の2第1項の規定による連年災害における補助率の特例に該当する場合の補助率は、前2項の規定にかかわらず、暫定措置法第3条の2第1項に規定する率とする。</p> <p>4 前項の規定は、同項の規定を適用しないものとして第1項又は第2項に規定する比率により算出した補助の額が、前項に規定する率により算出した補助の額を超える場合は適用しない。</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
	(激甚法による補助率)
[削除] (第3条のとおり)	第4条 激甚法に係る補助事業に対する補助率は、激甚法第5条第2項に規定する率とする。
	(補助率増高申請等に係る提出書類)
[削除] (要領第4条第3項 補助率増高の申請のとおり)	第5条 第3条第2項若しくは第3項又は前条に規定する率により補助を受けようとする場合は、事業実施主体にかかわらず、市町村長は、知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。
	(補助率の通知)
[削除] (要領第4条第4項 補助率増高の申請のとおり)	第6条 知事は、前条の規定による申請により補助率を確定したときは、これを市町村長に通知するものとする。
	(決定通知前工事)
[削除] (第11条のとおり)	第7条 補助事業者は、決定通知前着工を行うときは、知事の承認を受けなければならない。
	(事業費の決定通知)
[削除] (要領第23条 事業費の決定通知のとおり)	第8条 知事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号。以下「令」という。)第3条第1項の規定による事業費の決定通知を受けたときは、これを補助事業者に通知するものとする。
	(予算要望調査)
[削除] (要領第6条第1項 予算要望調査のとおり)	第9条 補助事業者は、知事から当該年度における予算要望調査の依頼を受けたときは、予算要望額を報告しなければならない。
	(割当内示)
[削除] (要領第7条第1項 割当内示のとおり)	第10条 知事は、補助金の割当内示を受けたときは、これを補助事業者に通知するものとする。
	(割当通知)
[削除]	第11条 知事は、令第6条の規定による補助金の決定通知を受けたときは、当該年度の補助金の額を決定し、これを補助事業者に通知するものとする。
(補助金の交付の申請)	(補助金の交付の申請)
第4条 規則第3条第1項及び第2項による補助金交付申請書及び関係書類は、別表第3に	第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、知事が別に定める申請書及

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>定めるものとし、指定の期日までに農業振興センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（補助事業の変更等）</p> <p>第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、別表第3に定める補助金変更承認申請書及び関係書類を所長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 施行箇所の変更</p> <p>(3) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止</p> <p>(4) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減</p> <p>(5) 施行箇所ごとの工種別工事費の30%を超える増減</p> <p>(6) 補助事業者の補助金総額の変更</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に所長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 前号の規定により所長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)</p>	<p>び関係書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>[新設]</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(7) 補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行うこと。</p> <p>(8) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>(9) 市町村以外の補助事業者は、前項により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別表第3に定める様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p> <p style="text-align: center;">[削除]（県交付規則第4条のとおり）</p> <p style="text-align: center;">[削除]（県交付規則第15条のとおり）</p> <p style="text-align: center;">[削除]（第5条のとおり）</p> <p>(概算払)</p> <p>第7条 概算払を受けようとする補助事業者は、別表第3に定める概算払請求書及び請求内訳書表を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項における概算払の実施基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業の着手時における概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金交付決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とする。</p>	<p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第13条 知事は、前条の規定による申請が適當であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第14条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(計画の変更)</p> <p>第15条 補助事業者は、事業補助計画及び事業計画に知事が別に定める変更が生じたときは、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(概算払)</p> <p>第18条 規則第14条ただし書の規定に基づく概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業の着手時における概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金交付決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とする。</p> <p>(2) 前号の規定による概算払以外の概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた金額の範囲内（補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。）において行うことができるとし、前号の規定による概算払をした後の追加概算払は、補助事業者が当初の概算払の額と当初の概算払の額に対応する補助事業者の</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(2)前号の規定による概算払以外の概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた金額の範囲内(補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。)において行うことができることとし、前号の規定による概算払をした後の追加概算払は、補助事業者が当初の概算払の額と当初の概算払の額に対応する補助事業者の負担額との合計額を超える支払を行う場合に行うものとする。</p> <p>(3)補助事業が年度内に完了することが確実であると認められる補助事業については、前号の規定にかかわらず、未払額の全額を概算払することができる。ただし、次条の規定により補助事業の一部を繰越しする地区については、年度内の遂行部分について出来高見込みにより概算払をすることとする。</p> <p>(4)請求金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(5)請求に当たっては、的確な出来高把握に努め、所要額を請求するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第8条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別表第3に定めるものとし、補助金の交付決定に係る施行箇所のうち、最後に竣工した箇所の竣工日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、所長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌会計年度の4月15日までとする。</p> <p>2 補助事業者は、施越工事(工事竣工後に交付決定があった工事を言う。)のみに交付の決定がなされた場合は、その通知日から10日以内に実績報告を所長に提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別表第3に定める様式により所長に報告するとともに、当該金額を所長に返還しなければならない。</p> <p>(繰越承認申請)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由により年度内の完成が見込めなくなったときは、別表第3に定める繰越承認申請書を所長に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>負担額との合計額を超える支払を行う場合に行うものとする。</p> <p>(3)補助事業が年度内に完了することが確実であると認められる補助事業については、前号の規定にかかわらず、未払額の全額を概算払することができる。ただし、次条の規定により補助事業の一部を繰越しする地区については、年度内の遂行部分について出来高見込みにより概算払をすることとする。</p> <p>(4)請求金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(5)請求に当たっては、的確な出来高把握に努め、所要額を請求するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第16条 補助事業者は、規則第11条の規定による実績報告及び関係書類について、補助金の交付決定に係る工事箇所のうち、最後に竣工した箇所の竣工日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事が別に定める様式により知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌会計年度の4月15日までとする。</p> <p>2 補助事業者は、施越工事(工事竣工後に交付の決定があった工事をいう。)のみに交付の決定がなされた場合は、その通知日から10日以内に実績報告を知事に提出しなければならない。</p> <p>(繰越しの承認の申請)</p> <p>第19条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、知事から繰越しの承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(年度終了実績報告)</p> <p>第17条 補助事業者は、規則第11条第1項後段の規定による年度終了実績報告及び関係書類</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(年度終了実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、規則第11条第1項の規定による年度終了実績報告及び関係書類について、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月15日までに別表第3に定める様式を所長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">[削除] (県交付規則第12条のとおり)</p> <p>(補助指令前着手)</p> <p>第11条 補助金の交付の決定前に補助事業を実施しようとするときは、別表第3に定める補助金交付決定前工事着手申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(設計書の審査)</p> <p>第12条 補助事業者は、実施設計及び変更設計について、当該設計書に別表第3に定める審査表を添えて所長に提出し、審査を受けなければならない。</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p>第13条 補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別表第3に定める補助事業の遂行状況報告を、当該年度の1月20日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第14条 この要綱に基づく申請書等を知事に提出するに当たっては、所管の農業振興センターを経由して提出しなければならない。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p>	<p>について、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月15日までに知事が別に定める様式により知事に提出しなければならない。</p> <p>(補助金額の確定)</p> <p>第20条 知事は、第16条による実績報告を補助事業者から受けたときは、補助金額を確定して、これを当該補助事業者に通知するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第21条 市町村長は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第22条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第23条 天災その他避けがたい理由により、年度内に工事が完成する見込みがないときは、</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(雑則)</p> <p>第17条 この要綱の実施のための手続その他執行に必要な事項は、要領で定める。</p> <p style="text-align: center;">[削除] (第9条のとおり)</p> <p style="text-align: center;">[削除] (第6条(2)のとおり)</p> <p style="text-align: center;">[削除] (第6条(7)のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和43年度から適用する。</p> <p>2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和50年10月1日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行し、昭和59年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成10年3月25日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成11年8月1日から施行し、平成10年度事業繰越分から適用する。ただし、第5条については、平成11年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>直ちにその理由を付して知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に関する書類を補助事業の完了後5年間保存しなければならない。</p> <p>3 この要綱の実施のための手続その他執行に必要な事項は、要領で定める。</p> <p>4 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和43年度から適用する。</p> <p>2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和50年10月1日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行し、昭和59年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成10年3月25日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成11年8月1日から施行し、平成10年度事業繰越分から適用する。ただし、第5条については、平成11年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成23年10月14日から施行し、平成23年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧									
<p>1 この要綱は、平成23年10月14日から施行し、平成23年度事業から適用する。 附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度事業から適用する。 附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 年 月 日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p style="text-align: right; color: red;">[削除]別表第2のとおり</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1 補助の対象となる経費及び補助率は、次の区分による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">補助の対象となる経費</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">農地及び農業用施設</td> <td style="width: 35%;">農地に係るもの</td> <td style="width: 50%;">当該災害復旧事業の事業費の10分の5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業用施設に係るもの</td> <td>当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5</td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象となる経費		補助率	農地及び農業用施設	農地に係るもの	当該災害復旧事業の事業費の10分の5		農業用施設に係るもの	当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5	<p>1 この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>別表(第13条、第14条、第23条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。</li> <li>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</li> <li>3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。</li> <li>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</li> <li>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</li> <li>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</li> <li>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</li> <li>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</li> <li>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</li> <li>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li> </ol> <p>[新設]</p>
補助の対象となる経費		補助率								
農地及び農業用施設	農地に係るもの	当該災害復旧事業の事業費の10分の5								
	農業用施設に係るもの	当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5								

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧				
事業の事業費	の					
<p>2 農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費のうち暫定措置法第3条第3項及び第3条の2の規定の適用を受ける部分についての補助率は、前項の規定にかかわらず、次の区分による。</p> <table border="1"> <tr> <td>農地に係るもの</td> <td>当該部分の10分の8(当該部分のうち暫定措置法施行令第5条第2項に定める額に相当する部分については、10分の9)</td> </tr> <tr> <td>農業用施設に係るもの</td> <td>当該部分の10分の9(当該部分のうち暫定措置法施行令第5条第2項に定める額に相当する部分については、10分の10)</td> </tr> </table> <p>3 農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費のうち激甚法第5条の規定の適用を受ける部分についての補助率は、次の区分による。</p> <p>(1) 激甚法施行令第16条第1号イに規定する額については、10分の7</p> <p>(2) 激甚法施行令第16条第1号ロに規定する額については、10分の8</p> <p>(3) 激甚法施行令第16条第1号ハに規定する額については、10分の9</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <p>1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。</p> <p>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。</p> <p>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第</p>		農地に係るもの	当該部分の10分の8(当該部分のうち暫定措置法施行令第5条第2項に定める額に相当する部分については、10分の9)	農業用施設に係るもの	当該部分の10分の9(当該部分のうち暫定措置法施行令第5条第2項に定める額に相当する部分については、10分の10)	
農地に係るもの	当該部分の10分の8(当該部分のうち暫定措置法施行令第5条第2項に定める額に相当する部分については、10分の9)					
農業用施設に係るもの	当該部分の10分の9(当該部分のうち暫定措置法施行令第5条第2項に定める額に相当する部分については、10分の10)					
		[新設]				

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。  10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>別表第3  第1号様式（第4条関係）  補助金交付申請書  第2号様式（第4条 - 第5条関係）  災害復旧事業補助計画書  第3号様式（第4条 - 第5条関係）  収支予算書  第4号様式（第5条関係）  変更承認申請書  第5号様式（第6条関係）  契約に係る指名停止等に関する申立書  第6号様式（第7条関係）  概算払請求書  第7号様式（第7条関係）  概算払請求内訳表  第8号様式（第8条関係）  災害復旧事業実績報告書  第9号様式（第8条関係）  災害復旧事業成績書  第10号様式（第8条関係）  収支精算書  第11号様式（第8条関係）  請負及び竣工検査調書  第12号様式（第8条関係）  取得財産調書  第13号様式（第8条関係）  残材料調書  第14号様式（第8条関係）  消費税仕入控除税額等報告書  第15号様式（第9条関係）  繰越承認申請書</p>	<p>[新設]</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第 16 号様式 (第 9 条関係) 繰越計算書内訳表</p> <p>第 17 号様式 (第 9 条関係) 箇所別調書及理由書</p> <p>第 18 号様式 (第 10 条関係) 災害復旧事業年度終了実績報告書</p> <p>第 19 号様式 (第 10 条関係) 災害復旧事業年度内実績表</p> <p>第 20 号様式 (第 11 条関係) 補助金交付決定前工事着手申請書</p> <p>第 21 号様式 (第 12 条関係) 審査表</p> <p>第 22 号様式 (第 13 条関係) 遂行状況報告書</p>	